



電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案

(鉄塔等提供事業に対する認定制度の創設に伴う規定の整備)

令和 8 年 4 月 9 日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
事業政策課

鉄塔等提供事業の認定制度の創設に伴う規定の整備について

- 総務省は、令和7年5月に、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号。以下「令和7年改正法」という。）により、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）を改正し、**認定を受けた鉄塔等提供事業（鉄塔等の貸出しを行うインフラシェアリング事業）に対して、適正・公平な利用条件を確保した上で公益事業特権を付与する新たな制度の創設**を行った。
- 令和7年改正法の施行に向けた規定の整備のため、主に以下の内容について、**電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）等の一部改正**を行うものである。

<主な内容>

1. 認定の対象となる「鉄塔等」の範囲

認定の対象となる「鉄塔等」は、多彩なインフラシェアリングの形態に対応可能な制度となるよう、電気通信事業者自ら設置する場合に公益事業特権が認められている「線路」のうち、アンテナ・ケーブル以外の工作物を対象として規定する。

2. 鉄塔等提供事業に対する認定の申請等に係る規定の整備

鉄塔等提供事業者への認定の付与にあたっては、電気通信事業者が自ら設置・管理する鉄塔等と同水準の管理体制を担保することとし、①鉄塔等提供事業を的確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること、②鉄塔等提供事業の計画が確実かつ合理的であること、③認定鉄塔等提供事業者の鉄塔等が回線設置電気通信事業者の回線設置電気通信事業の用に供されること、④鉄塔等提供業務の適正かつ確実な実施を確保するために十分なものであること等の要件を審査する。

これらの要件を審査するための鉄塔等提供業務規程を含む申請書類を規定するほか、鉄塔等提供事業の認定・変更認定・承継等に係る手続を規定する。この際、鉄塔等提供事業の業務区域は、電気通信事業者の「端末系伝送路設備」の単位区域と同様、市区町村単位とする。

3. 鉄塔等提供事業の開始義務、休廃止に係る規定の整備

認定鉄塔等提供事業者に対する事業の開始の義務や、事業の休止及び**廃止に係る事前届出義務**に対応する、各義務の届出手続等を規定する。

※ 諮問事項

4. 土地の使用に係る協議、あっせん・仲裁、裁定に係る規定の整備

土地の使用に係る協議・裁定の規定に加え、回線設置電気通信事業者が鉄塔等の使用に関する契約の締結を申し入れたにも関わらず協議に応じないとき等のあっせん・仲裁、裁定の規定に対応するため、所要の手続規定の整備を行う。

5. 事故報告義務に係る規定の整備

総務大臣への報告を求める鉄塔等提供業務の重大な事故として、認定鉄塔等提供業務に係る鉄塔等の損壊等に起因して電気通信業務の重大な事故（事業法第28条第1項第2号八）を生じさせたものを規定する。

【参考】公益事業特権制度の概要

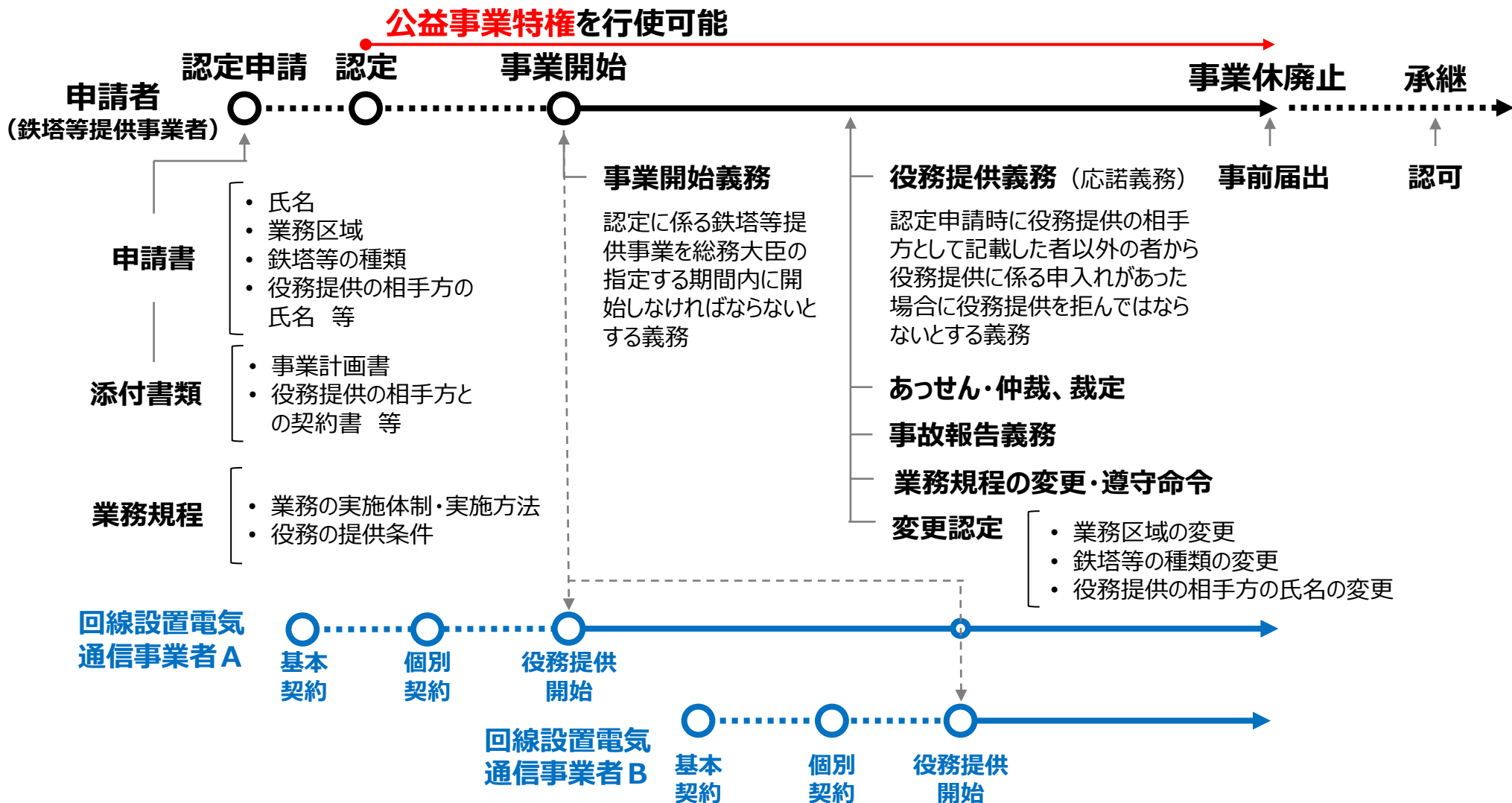
- 電気通信事業法では、認定電気通信事業者が線路（鉄塔・電柱、ケーブル、アンテナ等）を設置等する際に、土地等の使用に関する特権（公益事業特権）を付与している。
- 公益事業特権の付与により、土地所有者との簡易な手続き（個々の権利者との間で発生する煩雑な手続きに代わる電気通信事業法上の簡易な手続き）による調整や、土地所有者との協議が不調の場合に総務大臣の裁定申請を行うことが可能となる。

「公益事業特権」の内容

- 線路等を設置するため、事業法上、以下のような特権を付与される。
 - ・ 他人の土地等の使用権の簡易な手続による設定（第128条）
 - ・ 土地の所有者等との協議が不調又は不能の場合、総務大臣に対する裁定申請（第129条）
 - ・ 線路に関する工事等のため、他人の土地等の一時的使用（第133条）
 - ・ 線路に関する測量及び実地調査等のため、他人の土地への立入り及び通行（第134条、第135条）
 - ・ 植物が線路に障害を及ぼす場合の植物の伐採（第136条） 等
- 他の法令の規定による公益事業特権も利用可能となる。
 - ・ 線路等に係る工事の実施のための道路への駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令）
 - ・ 電気通信線路及びその付属設備の行政財産である土地への地上権の設定（国有財産法施行令、地方自治法施行令等） 等

鉄塔等提供事業の認定制度の全体概要

認定の対象となる「鉄塔等」：鉄塔、木柱、コンクリート柱、鉄柱、支線又は支柱、線路用保護用柱、支線柱、標柱又は標石、ハンドホール又はマンホール、管路、とう道、その他の工作物



1. 認定の対象となる「鉄塔等」の範囲

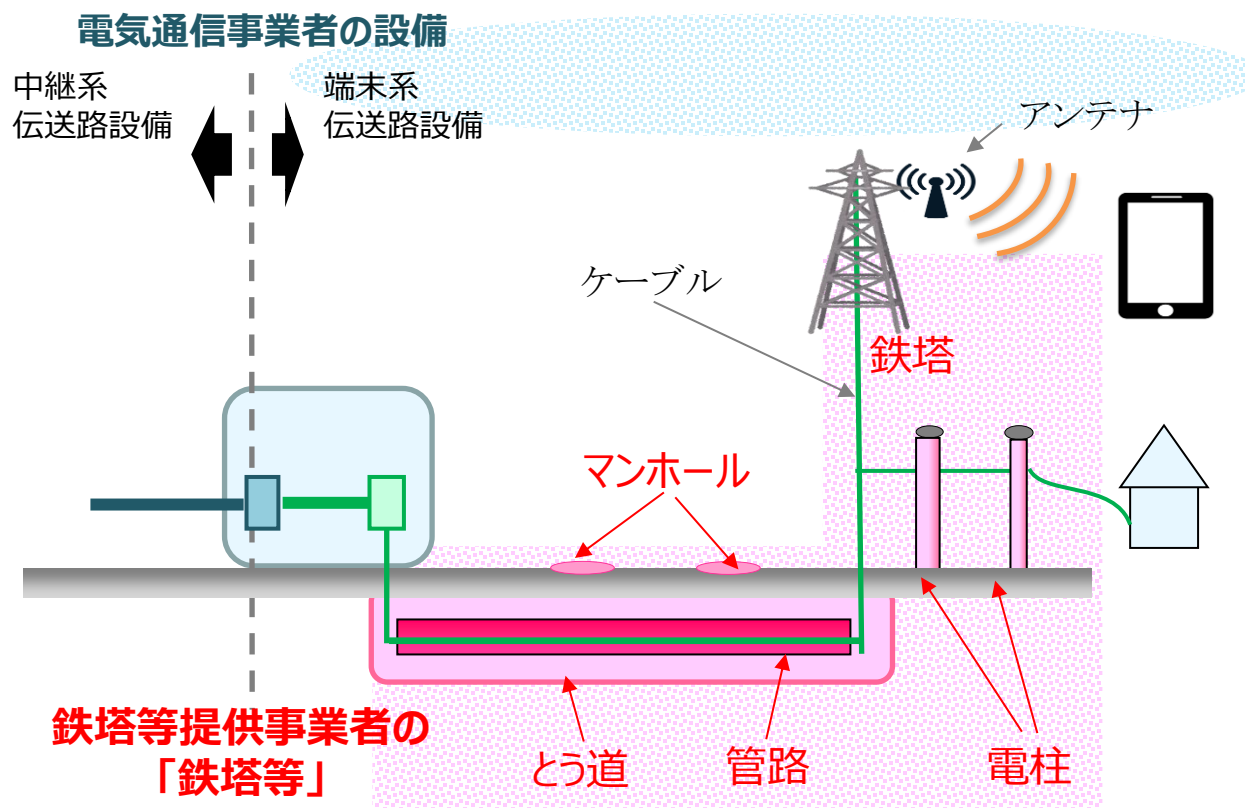
1. 認定の対象となる「鉄塔等」の範囲

【改正後の事業法の規定】

- 認定の対象となる「鉄塔等」として、「電気通信事業の用に供する線路を設置するための鉄塔その他の総務省令で定める工作物」を規定（第143条の2第1項）。

【施行規則の改正事項】

- **第54条の2**：電気通信事業者自ら設置する場合に公益事業特権が認められている「線路」のうち、アンテナ・ケーブル以外の工作物を対象とし、鉄塔、木柱、コンクリート柱、鉄柱、支線又は支柱、線路用保護用柱、支線柱、標柱又は標石、ハンドホール又はマンホール、管路、とう道、その他の工作物を規定。



2. 鉄塔等提供事業に対する認定の申請等に係る規定の整備

2. 鉄塔等提供事業に対する認定の申請等に係る規程の整備

【改正後の事業法の規定】

- 鉄塔等を回線設置電気通信事業者の回線設置電気通信事業の用に供する事業（鉄塔等提供事業）に対する総務大臣の認定制度を新設した（第143条の2）。
- 鉄塔等提供事業者は、認定の申請にあたり、申請書に加え、鉄塔等提供役務を提供する業務（鉄塔等提供業務）の実施体制・実施方法や鉄塔等提供役務に関する料金その他の提供条件を含む鉄塔等提供業務規程を提出することとされている。総務省は、認定の審査にあたり、認定鉄塔等提供事業者が鉄塔等提供事業を遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力の十分性、事業計画の確実性・合理性、回線設置電気通信事業者による鉄塔等の利用の確実性、鉄塔等提供事業の適正性等を確認することとされている（第143条の4）。

【施行規則の改正事項】

認定の申請書等について、主に次の内容を規定する。

- **申請書等（第54条の3第1項-第4項）：**
 - ・ 申請書の記載事項として、申請者の連絡先、業務区域（市区町村単位）
 - ・ 事業計画書に添付する書類として、認定電気通信事業者の例に倣った書類（事業収支見積書等）
- **業務規程（第54条の3第5項及び第6項）：**
 - ・ 実施体制として、経営の責任者・各部門の責任者等の職務に関することや、組織内の連携体制の確保、組織外の関係者との連携及び責任分担に関すること
 - ・ 実施方法として、鉄塔等の管理に係る業務方針、役務の需要等を考慮した鉄塔等の業務方針、災害を考慮した業務方針、情報セキュリティ対策・防犯対策、役務の確実・安定的な提供確保のための取組、設計・工事・維持・運用に関すること、事故・災害時の措置・周知等や再発防止に関すること
 - ・ 料金その他の提供条件に関する事項として、料金の公正な算定方法・方針、提供の相手方の責任・設備の制約に関すること
- **軽微な変更（第54条の7）：**軽微な変更（事後届出）に該当するものとして、業務区域の変更、鉄塔等の種類の変更、提供の相手方の変更、特定地域における臨時的な変更
- **変更の認定（第54条の8）：**変更の認定に係る申請書の添付書類等の書類
- **承継の認可申請等（第54条の12）：**認定電気通信事業者の例に倣った申請に必要な書類

3. 鉄塔等提供事業の開始義務、休廃止に係る規定の整備

3. 鉄塔等提供事業の開始義務、休廃止に係る規程の整備

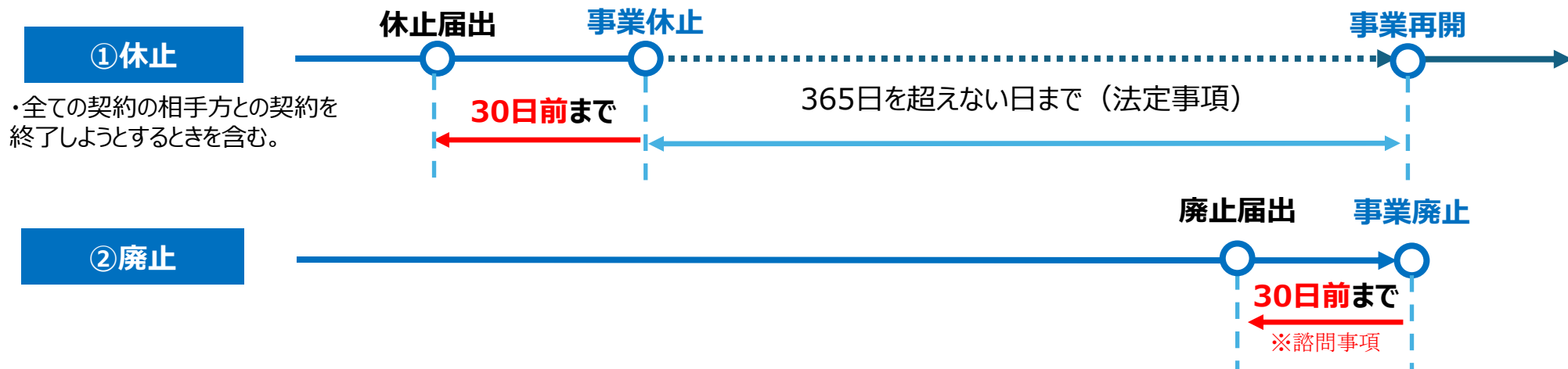
【改正後の事業法の規定】

- 認定鉄塔等提供事業者に対して、認定に係る鉄塔等提供事業の開始を義務付けている（第143条の5）。
- 鉄塔等提供事業者は、認定鉄塔等提供事業の全部又は一部を休止しようとする際は事前に総務大臣に届け出ることとされており、休止の期間は1年を超えてはならないとされている（第143条の8）。
- 認定鉄塔等提供事業の全部又は一部を廃止しようとする時は総務省令で定める日数前までの総務大臣への事前届出を義務付けている（第143条の9）。

【施行規則の改正事項】

- 業務開始の届出（第54条の6）及び業務開始の指定期間の延長（第54条の5）を規定。
- 事業の休止の届出（第54条の13）：休止の30日前までの事前届出を規定。
- 事業の廃止の届出（第54条の14）：廃止の30日前までの事前届出を規定。

※諮問事項



4. その他

4. 土地の使用に係る協議、あっせん・仲裁、裁定に係る規程の整備

【改正後の事業法の規定】

- 認定を受けた鉄塔等提供事業者には、土地等の使用権をはじめとする公益事業特権が付与され、土地の使用に係る協議が調わない場合に裁定の申請を可能としている（第143条の15）。
- 回線設置電気通信事業者が認定鉄塔等提供事業者に対し認定鉄塔等提供役務の提供に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず、当該認定鉄塔等提供事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合において、総務大臣に対する協議開始又は再開の申し立て、総務大臣の裁定の申請を可能としている（第143条の13第5項及び第6項）。左記に加えて、電気通信紛争処理委員会へのあっせん・仲裁の申請も可能としている（第157条の3）。

【施行規則等の改正事項】

- 土地使用に係る協議に関する手続規定の整備として主に以下を規定する。
 - ・ 土地等の使用の認可の申請（第54条の18）
 - ・ 土地等の使用の裁定の申請（第54条の20）
 - ・ 土地等の一時使用等の許可の申請（第54条の21）
- 裁定、あっせん・仲裁に関する手続規程の整備として以下を規定する。
 - ① 電気通信事業法施行規則
 - ・ 認定鉄塔等提供役務の提供に係る申し立て（第54条の15）
 - ・ 認定鉄塔等提供役務の提供に係る裁定の申請（第54条の16）
 - ② 電気通信紛争処理委員会規則（平成13年総務省令第155号）
 - ・ 電気通信紛争処理委員会に対する仲裁の申請（第4条第1項及び第6条）
 - ・ あっせんの申請（第5条第1項及び第6条）

5. 事故報告義務に係る規定の整備

【改正後の事業法の規定】

- 認定鉄塔等提供事業者に対して、総務省令で生じた重大な事故が生じた場合の総務大臣への報告義務を設けている（第143条の14）。

【施行規則の改正事項】

- 事故の報告（第54条の17）：認定鉄塔等提供事業者に求める重大な事故の報告として、認定鉄塔等提供事業に係る鉄塔等の損壊その他の事由に起因して、電気通信事故のうち重大な事故（第58条第2項第1号に該当する事故）を生じさせたものと規定する。